

少年法改正について

一五二〇字

少年犯罪あるいは凶悪犯罪の数というのではこぼこで、ふえたり減ったりしております。確かにこの数年、年によつては減つたりするところもあるのですけれども、また一つの山にかかつてきているのじゃないかというような傾向もあるかと思ひます。そういうことや、また、最近の少年非行、犯罪というものは、なぜこういう重大なことをやるんだらうかと、あるいは非常に突発的、短絡的な事件が多かつたり、また世間の耳目を集める凶悪重大な事件が続いていることや、年少の少年でもかなり重大な事件を起こした例もこのところ続いておりますので、そういうことから世間一般、国民が非常にこういう傾向に危機感を持ったということが今度の立法の背景だと私は思ひます。

それに、長い間少年法も見直しておりません。世界にもいろいろな少年非行や犯罪をめぐる立法の動きもありますが、我が国でも、この際いろいろな観点から少年法の改正をすべきだという国民の意見というものが強い。そういうことを踏まえた立法であつて、事実、私は、今度の少年法改正というものは、いろいろ議論もあると思ひますが、内容においてすぐれた改善も多く盛り込んであつて、国民の期待にこたえるものである、そして、ぜひこの機会に成立を期待しているところでございます。

保坂委員 簡潔にお答えいただきたいんですが、確かに統計はで

こぼこがあります。俯瞰をしてみれば、凶悪犯罪、殺人などの罪で立件された少年というのが一番多かつたのは一九六〇年前後でしょうが、大変に多いわけですね。現在、そこから比べれば三分の一とか、かなり急減したわけでありますが、またそこがふえていくのじやないかという部分で危惧があつたわけですね。そしてそれがふえたかと思つと、また少し減る、こういう状況だと思つたわけであります。もう一つの凶悪事件ということでいえば、前回紹介をしたような、本当に世間に衝撃を与えるような、考えられない事件というのはかつても起こつていたということがございますね。大臣もお認めになつたと思ひます。

ですから、そういうところで大変冷静にデータも見ながら議論をしていかなければいけないと思つたのでありますが、そこはしっかりと踏まえていただきたいと思ひます。つまり、凶悪事件あるいは年少少年の起こす事件が今極めて急上昇を描いているという状態では必ずしもないということは確認できると思ひます。

そこで、大臣に次の質問なんですが、日本の少年院をどう評価するかということをお聞きしたいと思います。

統計上も、例えば少年院を出た少年たちがまた再犯を犯す比率というのはかつてより半分近くに減つているんじゃないでしょうか。それでも二十何%であります。以前はたしか四割台、もう少し高かつたように思ひます。数字の詳細については構いません。つまり、再犯率は減つているという現実を御存じと思ひます。

少年院は、少年時代に犯罪を犯した少年を丁寧、辛抱強く教育

し指導するという役割を持っています。日本の少年院というのは、いろいろ問題はあったとしても、全体を見れば成功してきたのじゃないかと思うのですが、いかがですか。

保岡国務大臣 保坂委員のおっしゃるとおり、私も就任後、少年院を視察いたしましたりしまして、関係者がいろいろな工夫をして、努力をして少年の教育改善に当たっている姿を改めて見ました。非常にすぐれた財産だ、私はそういうふうに思いました。

おっしゃるように、再犯率もこのところ非常に改善されてきていますし、少年院の活動というものもとても重要な意味を持っていると思っております。

保坂委員 大臣、続いてであります。それならば、少年院が再犯を防止する効果も上げていたというのであれば、少年院を充実させる、少年院教育を拡張する方向で少年犯罪対策を考えるべきではないでしょうか。

今回の与党案のように、国民の世論ということもあって、保護よりもむしろ刑罰を前面に出す、そういう考え方が前面に出た審議が今されていますけれども、少年院の役割をもし正当に評価されているのなら、そのところをきちっと拡充させて広げる、そちらの方が正しいのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

保岡国務大臣 今度の少年法改正をめぐって厳罰化が教育改善かという議論がなされていますが、私は両方大事だ、こう思っております。決してどちらかという議論ではないと思っております。

少年の規範意識が非常に薄くなっているのも事実でありますし、

私は、社会人として少年も、犯した行為の責任、結果というものについてはみずからしっかりと認識して、そして反省して一定のけじめをつけるということは当然のことだと思えます。そういう点で、ある程度厳罰化の選択の幅が広がっていることも評価できると思えます。

ただ、先生がおっしゃるように、教育改善においても、少年院と非常にすぐれた資源があるというのが日本のいいところですから、これについても充実強化をすることは大切なことだと思っております。

保坂委員 これは答弁を求めませんが、例えば、先日官房長官が辞任をされるという事態がございました。このことをなかなか家庭で子供に親が説明できない、そういうことはありますよ。規範意識というのは一体何だろうかということを考えたときに、物事へのけじめだとか、あるいはやってはいけないことはやってはいけないんだとか、うそはつきませんとか、そういうことも指すのだと思えますけれども、やはり政治という場で起きたことも、これは規範意識ということとメディアを通してどんどん若者に影響を与えるわけがありますから、これは指摘するだけにどめておきたいと思えますけれども、私は大変大きな影響をもたらしていると思えます。

さて、大臣にもう一問だけ聞きます。

今刑罰と保護の相関関係をおっしゃいましたけれども、こういった刑罰を伴う、しかもかなり多くの刑罰を伴う法制を考えていくときに、やはり、国家百年の計といえますけれども、少年犯罪対策五十年の計ぐらいのことは我々考えておくべきだということを再三申

し上げているわけでありませぬ。

例えは、少年院でみずから向き合ひ、そしてその罪の大きさにやがて気づいていく。最初はわかりませぬ。しかし、教官等のいろいろな努力で本人が気づいていく。期間はある程度短いかもしれませぬが、少年刑務所に入った少年たちが矯正をされて再発しているという現実もあります。しかし、それは、刑罰をきちつと与えようという世論や、ある意味での被害者感情は満たされなひかもしれませぬ。

しかし、刑罰としての本質はやはり教育とは違つわけです。